

品川区かかりつけ医機能推進事業実施要綱

制定 平成11年5月20日区長決定
要綱第75号
改正 平成12年4月 要綱第71号
改正 平成13年3月 要綱第67号

(目的)

第1条 この要綱は、区民が、身近な地域で、適切で効率的な保健医療サービスの提供を受けられるシステムを構築するため、かかりつけ医の機能拡充とともに、地域医療の連携を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 かかりつけ医とは、品川区に所在し、かかりつけ医として通院治療、在宅治療、特定疾患治療、専門科目治療の機能ごとに分類登録された診療所をいう。

2 地区医師会とは、品川区医師会および荏原医師会をいう。

3 中核的な病院とは、地域医療の中核的な役割を担っている病院をいう。

(事業内容)

第3条 区長は、かかりつけ医の紹介窓口を設置し、かかりつけ医についての区民の照会、相談に迅速で適切な対応をする。また、地域医療連携を図るため、地区医師会、中核的な病院および地域福祉施設関係者の意見調整を行う。

(かかりつけ医紹介窓口の開設および運営)

第4条 かかりつけ医紹介窓口の開設および運営については、地区医師会がこれにあたる。

2 地区医師会は、運営委員会を設置し、窓口運営を行う。

(費用負担)

第5条 区長は、窓口運営を行う地区医師会に対して、紹介窓口の運営経費について、予算の範囲内でその一部を負担する。

付 則

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。